

肝付町長 殿
肝付町議会議長 殿
肝付町教育委員会教育長 殿
肝付町選挙管理委員会委員長 殿
肝付町農業委員会会長 殿

肝付町監査委員 橋口 洋輔
同 恒吉 智彦



令和 7 年度定期監査結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項及び肝付町監査委員条例第 5 条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同法第 199 条第 9 項及び同条例第 9 条第 1 項の規定により、監査結果について次のとおり報告いたします。

第 1 監査期日

令和 8 年 1 月 26 日～ 2 月 10 日まで（11 日間）

第 2 監査対象部署

本庁・内之浦総合支所の各課等、岸良出張所、教育委員会管轄の各部署、選挙管理委員会、農業委員会、町立病院

第 3 監査対象期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日

第 4 監査の着眼点

財政運営を中心に、事務及び事業の執行状況並びに会計経理が、適法適切かつ効率的に行われているかについて、特に次の事項を重点において実施した。

- (1) 事務事業が計画的に進められているか。
- (2) 事務を処理するにあたり、常に住民の福祉増進に努め、最小の経費で最大の効果を上げるよう、効率的かつ経済的に執行されているか。
- (3) 財産管理事務及び備品管理事務は適正に行われているか。
- (4) 契約事務及び検収事務は適正に行われているか。
- (5) 違法、不当な会計処理等がなされていないか。
- (6) 決算審査時に指摘した事項が改善されているか。

第 5 監査の結果及び意見

1 一般会計

(1) 歳入

予算現額	12,344,486,000円	(内明許繰越分 638,152,000円)
調定額	8,580,631,698円	(内明許繰越分 54,688,000円)
収入済額	8,186,811,816円	(内明許繰越分 54,688,000円)

収入済額 8,186,811,816 円は、予算現額 12,344,486,000 円に対する執行率 66.6% であり、調定額 8,580,631,698 円は、予算現額比 69.5% である。

(7) 税収（町税）について

① 普通税

現年度分は、調定額1,456,060,031円に対し、収入済額1,330,633,890円で、収納率90.7%、滞納繰越分は、調定額35,019,764円に対し、収入済額6,524,747円で、収納率18.6%である。

納税対策については、町税等収納対策会議を中心に全庁的に取り組みがなされ、12月末の町税総計の徴収率は、前年度と比較してみると若干上昇している。

自主財源の大宗を占める税収は、一般会計歳入予算総額に占める割合（12.0%）も大きく、収入未済額の増加は財政に支障を及ぼすものであり、年度末も控えていることから、収納対策を強化し、特に滞納繰越分については、不納欠損処分に繋がらないよう未収金の解消に今後努められたい。

② 12月末における滞納処分実績（国保税含む）

○債権等差押えによる納付	21件	1,305,700円
（内訳）・給与	5件	326,600円
・預貯金	12件	967,100円
・破産交付要求	2件	0円

(1) 税外収入について

① 住宅使用料

現年度分は、調定額50,571,000円に対し、収入済額36,509,900円で、収納率72.2%、滞納繰越分は、調定額589,800円に対し、収入済額158,100円で収納率26.8%である。

滞納者の内訳は、現年分54戸、73件で1,771,200円、滞納繰越分が2戸、27件で431,700円となっている。

徴収率について、現年分については昨年に続き完納をめざして、滞納繰越分は今一度電話催促、催告書の送付等年度末に向けて収納率アップに努められたい。

② 住宅新築資金貸付金

未償還借受人が前年度12月末時点で残り2名・2件（新築資金1件、改修資金1件）債権総残高2,281,724円となっており引き続き徴収努力されたい。

③ 奨学費貸付金

償還状況について述べると、現年度分（10人）は、調定額1,338,000円に対し、収入済額1,278,000円（10人）で、収納率95.59%であり、滞納繰越分（5人）は、調定額992,000円に対し、収入済額275,000円（4人）で、収納率27.7%である。

収納率は対前年現年分が62.9%だったが、積極的な取り組みにより大きく上昇しているが、過年度は対前年40.18%でかなり減少している。

未償還対策として、引き続き本人や連帯保証人に対する一体的指導を図り、収入確保に向けさらに滞納解消に努められたい。

なお、対策として、極力現年分を残さないよう万全を期されたい。

④ 保育所入所費負担金

現年度分は、調定額5,954,650円に対し収入済額は、4,870,940円で収納率は81.8%である。滞納繰越分は、調定額176,750円に対し収入済額7,250円で収納率は4.1%である。

滞納額については、今後も引き続き滞納解消に努力されたい。

⑤ 優良牛保留資金貸付

定額運用基金の優良牛保留資金貸付事業は、令和7年12月末時点で未償還借受人が残り1名貸付頭数1頭429,000円となっており、引き続き償還に向けて努力されたい。

以上、歳入状況について、収入未済額を主に述べてきたが、自主財源確保のために更なる縮減対策を講じられたい。

(2) 歳出

予算現額	12,344,486,000円	(内明許繰越分 638,152,000円)
支出済額	6,725,490,105円	(内明許繰越分 240,933,794円)
負担行為累計額	8,572,564,430円	(内明許繰越分 564,373,794円)

支出済額6,725,490,105円は、予算現額12,344,486,000円に対する執行率54.4%であり、負担行為累計額8,572,564,430円は、予算現額比69.4%である。

今後の予算執行においては、経常的経費等で予算残額が生じているからといって、不要不急な物品等の購入は厳に慎み、経費節減に最大限努められたい。

2 特別会計 国民健康保険事業費事業勘定

(1) 歳入

予算現額	2,058,817,000円
調定額	1,876,893,131円
収入済額	1,317,895,895円

収入済額1,317,895,895円は、予算現額2,058,817,000円に対する執行率64.0%であり、調定額1,876,893,131円は、予算現額比91.1%である。

国保税の予算額243,244,000円は、歳入予算総額に占める割合の11.8%である。

税収の現年度分は、現在7期納入の6期までであるが、調定額242,045,400円に対し、収入済額179,409,700円で、収納率74.1%である。また、滞納繰越分は、調定額35,080,501円に対し、収入済額5,197,800円で、収納率14.8%である。

収納率については、国保合計で対前年0.3%下降している。

また、国保税は、介護納付金分及び後期高齢者支援金分も含めて徴収することになっており、これらの納付金は、徴収率に関係なくそれぞれの制度に定額を納付することになっている。このため、徴収率の低下は、医療費の支払いが困難となり、国保会計の運営に大きな支障を来すことになることから、更なる収納率向上を望むものである。

(2) 歳出

予算現額	2,058,817,000円
支出済額	1,331,470,897円
負担行為累計額	1,388,621,533円

支出済額1,331,470,897円は、予算現額2,058,817,000円に対する執行率64.7%であり、負担行為累計額1,388,621,533円は、予算現額比67.4%である。

また、医療費の動向を示す保険給付費は、予算執行率66.3%である。

監査資料を基に、令和7年度の一人当たりの費用見込額（医療費＋一部負担金）は、一般被保険者が534,685円となっている。

引続きレセプトの点検や健康診断・健康指導の実施等により、医療費の抑制に努められたい。

3 特別会計 介護保険事業費保険事業勘定

(1) 歳入

予算現額	2,960,882,000円
調定額	2,326,473,555円
収入済額	1,770,621,058円

収入済額1,770,621,058円は、予算現額2,960,882,000円に対する執行率59.8%であり、調定額2,326,473,555円は、予算現額比78.5%である。

本会計の介護保険料は、第1号被保険者の保険料について徴収することになっており、特別徴収分については、100%の徴収が見込まれる。普通徴収分は、7期納入の6期までの納入で、現年分は、調定額28,651,640円に対し、収入済額22,133,660円、収納率77.2%となっている。また、滞納繰越分普通徴収は、調定額5,104,808円に対し、収入済額996,338円、収納率19.5%である。

年度末に向け収納対策を強化され、特に滞納繰越分については不納欠損処分に繋がらないように努められたい。

その他の科目については、歳出の変動に伴い、歳入の国庫支出金及び県支出金等も変動するので注意を要する。

(2) 歳出

予算現額	2,960,882,000円
支出済額	1,643,195,924円
負担行為累計額	1,662,572,574円

支出済額1,643,195,924円は、予算現額2,960,882,000円に対する、執行率55.4%であり、負担行為累計額1,662,572,574円は予算現額比56.1%である。

介護費用の動向を示す保険給付費は、負担行為額1,489,183,152円で、保険給付支払状況としては、居宅介護サービス給付費399,406,143円、地域介護サービス給付費362,274,304円、施設介護サービス給付費509,526,889円などである。

監査資料に基づくと、第1号被保険者数は5,812人（65歳～75歳未満2,472人、75歳以上3,340人）である。また、12月までの申請者数は816人で、新規196人、更新501人、区分変更119人である。一方、認定者数は1,219人で、40歳～65歳未満13人、65歳～75歳未満106人、75歳以上1,100人である。

4 特別会計 介護保険事業費介護サービス事業勘定

(1) 歳入

予算現額	19,958,000円
調定額	16,174,717円
収入済額	16,174,717円

収入済額16,174,717円は、予算現額19,958,000円に対する執行率81.0%であり、調定額16,174,717円も、予算現額比81.0%である。

(2) 歳出

予算現額	19,958,000円
支出済額	8,529,390円
負担行為累計額	9,893,610円

支出済額8,529,390円は、予算現額19,958,000円に対する執行率49.5%であり、負担行為累計額9,893,610円は、予算現額比49.5%である。

5 特別会計 後期高齢者医療費事業勘定

(1) 歳入

予算現額	307,358,000円
調定額	186,957,895円
収入済額	137,765,503円

収入済額137,765,503円は、予算現額307,358,000円に対する執行率44.8%であり、調定額186,957,895円は、予算現額比60.8%である。

(2) 歳出

予算現額	307,358,000円
支出済額	138,570,764円
負担行為累計額	140,630,131円

支出済額138,570,764円は、予算現額307,358,000円に対する執行率45.0%であり、負担行為累計額140,630,131円は、予算現額比45.7%である。

6 水道事業会計

給水状況は、給水戸数6,779戸、配水量1,208,642m³、有収水量987,622m³、有収率81.7%である。

料金については、人口減による使用水量の減、老朽化した施設の維持管理等のためと、将来に向けて安心して清浄な水を安定して供給するために昨年料金改定された。

給水収益状況は、12月末現在の現年度分調定額239,536,553円に対し、収入済額230,161,968円で、収納率96.1%、滞納繰越分は、調定額8,367,299円に対し、収入済額5,019,239円で、収納率60.0%である。

徴収率は、対前年現年分で0.7%、滞納繰越分で2.4%と共に上昇している。電話、訪問等の催促を強化され、引き続き未収金の解消に努められたい。

修繕を含む工事関係については、池之園地区配水管布設替工事・外7件を、原水及び浄水費で富水源地無停電電源装置取替修繕・外26件、配水及び給水費で前田漏水修繕・外21件の工事等を実施している。

結果として、前年度と比較して積極的な維持修繕が有収率の上昇につながり、併せて徴収率上昇がみられたことは、健全な水道事業が運営されているとおおいに評価できた。

7 町立病院事業会計

12月末までの延べ入院患者数は5,686人で、前年同期に比べると1,395人減少し、延べ外来患者数は11,249人で、前年同期に比べると178人増加している。

医業収益については、対前年368千円、率にして0.2%の増となっている。

監査資料から収入と人件費の相関が判断できなかったが、人員確保に苦慮していることや一般会計繰出金に頼っている状況は説明があった。

医療従事者確保等の観点から人件費増はやむを得ない面があるとしても、人件費は固定化しやすく、中長期的に財政負担が累積する性質を有することから、一般会計繰出への依存が恒常化することのないよう、収支構造の改善に向けた取組を明確にした上で、繰出の必要性及びその水準について慎重に検討されたい。

8 契約事務について

本町の令和7年度の工事関係（需用費10万円以上・調査、設計を含む）契約方法

と件数は、4月から12月までの実績に1月以降の計画で、指名競争入札が一般会計49件、水道会計8件の計57件、随意契約（見積）が一般会計221件、水道会計49件、病院会計3件の計273件となっている。随意契約が全体の82.7%を占めている。

随意契約の事務処理について、

(7) 随意契約による場合、その理由は適正か。

(1) 随意契約による場合は、原則として2者以上から見積書を徴しているか。

また、例外的に1者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。

以上の点に留意し、運用を誤ることのないよう、厳正に対応されたい。

9 財産について

(1) 公有財産

行政財産、普通財産とも町の大事な財産である。的確に把握しておくために、本年度の土地の購入及び売却等を再度確認し、財産台帳については、現況の確認を行いながら適正な整備を図られたい。また、建物についても同様に慎重を期されたい。

管理面についても、日常の巡回等を実施し、肝付町公有財産管理規則に則り万全の管理を望むところである。

(2) 物品（備品）

(7) 備品監査については、主に本庁管轄部署を対象に実施した結果、前年度の指摘に従い概ね良好に管理されていたが、管理方法や全庁的な視点から見て以下のような問題点が見受けられた。

- ① 冷蔵庫、電子レンジ、掛け時計等について、退職職員や業者からの寄贈品、またJAXAやコスモピア内之浦における備品の再利用品を備品台帳に記載し管理している部署がある一方、台帳管理が行われていない部署も確認された。
- ② 旧高山庁舎建設時（昭和50年6月30日）に配置された机やいすが再利用として現在も使用されている事例が確認され、備品の更新状況に部署間で不均衡が生じている。備品を再利用し、物を大切に使用する姿勢自体は評価できるものの、備品の定義や管理基準が明確でないことにより、管理の統一性が損なわれている。ガムテープ等で修繕された机・いすについては、一見大切に使用されているように見える反面、住民サービスにおける「おもてなし」の観点から劣悪な印象を与えるおそれがある。さらに、これらの備品は職員の業務パフォーマンスや健康管理上の観点からも支障を来す可能性があり、単なる物品管理にとどまらない課題であると考えられるので検討してもらいたい。
- ③ 高山地区の学校の備品も監査対象であり、よく管理されていた。ただし波野中学校グラウンドの管理機の保管場所が、三方を囲う車庫ではなく、四本の支柱に屋根のみを設けた構造物の下に保管されており、側面が開放された状態となっている。こうした保管方法は備品の劣化の進度も高いため、ストックマネジメントの観点から早急に対応されたい。

以上の問題点から改善要望は以下のとおりである。

管理者においては、備品の基準を明確化し、寄贈品や再利用品を含めた備品管理のルールを全庁的に統一されたい。併せて、備品台帳への記載の徹底を図り、適正な管理体制を構築されたい。

(イ) 公用車の管理はシステム化されているが、入力漏れ等あることからそのつど管理されたい。また、運行前後の清掃管理にも努められたい。今まで以上に効率的・効果的な運用が図られることを期待します。

(3) 基金及び資金運用

地方自治法第241条に基づく基金数は20となっているが、その内訳は積立基金16、定額運用基金4となっている。

基金の運用については、今年度12月末現在の債券は対前年599,340千円増額の2,705,703千円と全体の約43.1%を占めている。今後もより一層の効率的な運用に努められ、さらに年度末に取り崩しや積み立てを行うこととなるが、地方自治法に基づいて最も確実かつ効率的な方法での運用を望むところである。

また、確実な方法として基金の長期運用を行うことも大切なことであるが、基金の目的、中長期的な町の現状等考慮し、計画を持って運用されたい。

10 事務処理及び改善等について

(1) 一般会計等

① 電子決裁システム導入について

電子決裁システムは導入後5年目(R6.4.1~R6.12.31)に入り、大きなトラブルもなく順調に推移している。電子決裁はペーパーレス化による紙の使用量削減、庁外(出張先含む)の決裁が促進され空いた時間を有効活用出来る。決裁スピードが短縮され、事務の効率化が図られる等のメリットがあります。

ただし、従来の紙決裁において担保されていた確認行為が簡略化・形式化された結果、チェック漏れの増加が見受けられるようである。これにより、事後的な修正や再確認が必要となる事例も生じており、業務全体としては合理化ではなく、むしろ非合理化に陥るおそれがあるので、決裁者はガバナンスの強化に一層努められたい。今後も情報通信機器の利活用により、人員不足を補う手段として行政事務の効率化と住民サービス、更には福祉サービスに繋がるよう幅広く活用されることを望むところです。

② 地域商社設立について

地域商社は、行政では対応が困難な分野を補完・拡充することを目的として、町が全額出資して設立された会社である。今回の定期監査においては、現時点でその成果や効果を客観的に評価できる状況には至っていなかった。

当該会社は取締役会や監査役を設置していない体制であり、町の意向が業務運営に直接反映されやすい一方で、経営状況や事業進捗に対する内部的なチェック機能が十分に働かないおそれがある。このため、所管課においては、出資者としての立場を踏まえ、KPIの達成状況や事業目標に対する進捗を定期的に確認するとともに、具体的なアクションプランの策定およびその実行状況について継続的なモニタリングを行うなど、実効性ある管理・監督に努めてもらいたい。

③ 収入・支出について

歳入事務で収入調定は地方自治法第231条及び地方自治法施行令第154条を遵守し、支出については、地方自治法232条、232条の3、232条の4等に留意し、年度末が近づくに連れ、請求書の件数も多くなってくるので、支払遅延防止法を遵守し、債務の確認を確実にを行うよう徹底され、会計処理事務にあたられたい。

(2) 介護保険事業

保険料の未納額は減少しているが、時効完成に繋がらないよう徴収の強化に努められたい。また、時効が2年と短く、滞納者が常習化傾向にある。滞納者に対して

の給付制限について指導を徹底されたい。

(3) 水道事業

- ① 上水道の徴収率については、現年分が対前年0.7%の増、過年度も2.4%上昇している。引き続き利用者に不公平感を与えることがないように未収金解消に努められたい。
- ② 有収率については81.7%と対前年3.3%上昇している。有収率を高くすることは経営の安定につながることから、今後も有収率の安定確保に努められたい。

ま と め

令和7年度定期監査（法第199条第4項の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理）を実施したところ、各事務事業は、予算に添って概ね計画的かつ効率的に執行されている。

町財政については、地方交付税の増額が厳しい状況であり、歳入面においては財源確保のため、町税、住宅使用料などの未収金の圧縮に努め、特に悪質滞納者については強い姿勢で臨まれたい。

今回の定期監査では、税収や税外収入について、前年度の取組を踏襲するにとどまらず、滞納者ごとの実情を把握するための聞き取り等、現場の状況に即した対応により、収納率の向上に努めていることは評価できた。一方で、県内の令和6年度市町村税徴収率をみると、本町の場合、徴収率は96.8%と対前年0.2ポイント下降しており、県下43市町村中29位（県平均97.6%）に位置しており、引き続き徴収率アップに努められたい。今後も、滞納の長期化を防止する観点から、現年度分の早期納付指導や、滞納者ごとの生活状況を把握した上での分納相談等、実情に応じたきめ細かな滞納対策に取り組まれたい。

なお、債務者が既に不存在である場合や、客観的に回収不能と判断される債権については、関係法令等に基づき、不能欠損処理を含めた適切な債権整理を引き続き検討されたい。

また、契約事務においては、随意契約に係る基準額が、令和7年度より引き上げられたことを踏まえ、今後は従前にも増して、契約事務における透明性および公平性の確保が一層重要となる。したがって、契約の根拠や選定理由を明確にするとともに、見積の徴収、契約内容の検討等についても、より慎重かつ丁寧に対応する必要がある。今後においても、引き続き関係法令や規程を遵守し、適切な契約事務の執行に努めていただきたい。

歳出面については、物件費の減により経常収支比率が89.8%、対前年1.4ポイント改善し、概ね妥当とされている90%以内であるが、引き続き第4次行政改革大綱の基本方針1.「財政健全化の推進」を着実に実践して経常経費等の節減により一層の努力を重ね、健全財政を維持しつつ引き続き住民の福祉向上に最小の経費で最大の効果を上げられるよう、更なる努力を望むところです。